

令和 6 年度 事業計画（案） 新旧対照表

新（令和 6 年度）	旧（令和 5 年度）
<p>I. 令和 6 年度の船員保険運営の基本方針</p> <p>協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。</p> <p>船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果について KPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。</p> <p>また、船員の働き方改革や健康確保に向けて、令和 5 年 4 月に改正船員法施行規則等が施行された。これにより、船員の健康づくりの基盤が一層整備されることから、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、<u>水産庁</u>等の関係機関と連携し、<u>引き続き</u>各種施策を強力に推進する。</p> <p>事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p>II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) ICT を効果的に活用して、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。</p> <p>(2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療</p>	<p>I. 令和 5 年度の船員保険運営の基本方針</p> <p>協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。</p> <p>船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果について KPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。</p> <p>また、船員の働き方改革や健康確保に向けて、令和 5 年 4 月より改正船員法施行規則等が施行される。これにより、船員の健康づくりの基盤が一層整備されることから、これまで以上に国土交通省、経済産業省、厚生労働省等の関係機関と連携し、各種施策を強力に推進する。</p> <p>事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p>II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) ICT を効果的に活用して、<u>新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応</u>、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。</p> <p>(2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。</p> <p>(3) 戰略的保険者機能については、第<u>3</u>期<u>保健事業実施計画</u>（データヘルス計画）及び第<u>4</u>期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、<u>加入者や船舶所有者の身近な存在としての協会を目指し、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うとともに船員健康づくりセンターを拡大すること</u>、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。</p> <p>(4) 組織体制の強化については、<u>保険者機能の更なる強化・発揮</u>のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。</p> <p>また、システム運営を強化し、<u>マイナンバーカードと保険証の一体化等</u>の国の方策の状況にも応じた船員保険システムを構築していく。</p>	<p>費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。</p> <p>(3) 戰略的保険者機能については、第<u>2</u>期<u>船員保険</u>データヘルス計画及び第<u>3</u>期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。</p> <p>(4) 組織体制の強化については、<u>基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとする</u>ため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。</p> <p>また、<u>内部統制の強化を行うとともに</u>、システム運営を強化し、国の方策の状況にも応じた船員保険システムを構築していく。</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
II. 主な重点施策	II. 主な重点施策
<p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>① 健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>② 正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内）</u> <u>サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目指し着実に実施する。</u> 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行なうことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>⑨ 健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>① 正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目指し着実に実施する。</u> <u>保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内）</u> 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行なうことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、サービススタンダードの 100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>③ 適正な保険給付の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正のある事案については、実地調査を実施する。 <u>被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。</u> 	<p>必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、サービススタンダードの 100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>② 適正な保険給付の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正のある事案については、実地調査を実施する。
<p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。</u> レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、<u>レセプトの分析を通じて</u>今後のレセプト点検<u>委託</u>のあり方を検討する。 	<p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上かつ、月 10 日以上の施術の申請の割合について、前年度と 1.8% のいずれか低い値以下とする</p> <p>③ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、<u>レセプトの分析を通じて</u>今後のレセプト点検<u>委託</u>のあり方を検討する。

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を<u>注視し</u>、<u>今後のレセプト点検方法</u>のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定（減額）した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数 	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定（減額）した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数
<p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。 ・<u>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底し、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</u> ・<u>日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、船舶所有者等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</u> <p>【困難度：高】</p> <p><u>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向</u></p>	<p>④ 収納金債権の発生防止の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。 ・<u>被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。</u>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>ある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>船員保険の債権総額は大きくないため、高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼしてしまう。また、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうため、催告が速やかな納付につながりづらい状況があることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 <u>社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</u></p> <p>※2 <u>資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② <u>現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u> ③ <u>過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u> <p><u>(削除) (⑤に統合)</u></p>	<p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>② <u>被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u></p> <p>⑤ 債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。</u> <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 が減少することで、資格喪</u></p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>⑥ ICT 化の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・船舶所有者に周知する。 ・ 2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・ マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 <p>ii) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードと保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 	<p>失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>■ KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>(新規)</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p><u>iii) 電子申請等の導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2025年度中の電子申請等の導入に向けて、2023年度中に行つた要件定義に基づき、システム開発を進める。</u> <p><u>【重要度：高】</u></p> <p><u>オンライン資格確認等システムは、国が進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・船舶所有者の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</u></p> <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>マイナンバーカードと保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</u></p> <p>⑦ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。 ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。 ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を<u>協会</u>に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。 	

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>■ KPI : ① 高額療養費の勘定に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 職務上の上乗せ給付等の勘定に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>	<p style="color: red;"><u>事務説明会を適宜開催する。</u></p> <p>■ KPI : ① 高額療養費の勘定に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 職務上の上乗せ給付等の勘定に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>
<p>⑥ 福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。 ・保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。</p>	<p>⑦ 福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。 ・保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。</p>
<p>⑧ サービス向上のための取組</p>	<p>⑨ サービス向上のための取組</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<ul style="list-style-type: none"> 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、<u>そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等</u>、更なるサービス向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、<u>いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。</u> <p style="color: red;">■ KPI：お客様満足度（点数ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>
<p>（2）戦略的保険者機能</p> <p>① 6年計画である第<u>3</u>期<u>保健事業実施計画</u>（データヘルス計画）及び第<u>4</u>期特定健康診査等実施計画について、<u>初</u>年度の取組を着実に実施する。</p>	<p>（2）戦略的保険者機能</p> <p>① 6年計画である第<u>2</u>期<u>船員保険</u>データヘルス計画及び第<u>3</u>期特定健康診査等実施計画について、<u>最終</u>年度の取組を着実に実施する。<u>また、取組の評価を行い、船員の現状を踏まえた第3期船員保険データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定する。</u></p>
<p>i) 特定健康診査等の推進</p> <p>(生活習慣病予防健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。 がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には<u>特性</u>に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。 <p>(船員手帳健康証明書データ取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>引き続き</u>船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行<u>い</u>、提出の促進を図る。 	<p>i) 特定健康診査等の推進</p> <p>(生活習慣病予防健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。 がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には<u>年齢別の健康状態を情報提供する等状況</u>に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。 <p>(船員手帳健康証明書データ取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和5年4月から</u>船舶所有者に<u>健康検査結果の保存が義務付けられることから</u>、船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行<u>うことにより</u>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>インターネットによる健康証明書の提出方法について、船舶所有者と被保険者へ周知広報を実施し、提出率の向上を図る。</u> ・ <u>健康証明書データの取得に協力いただける漁業協同組合との連携に向けた検討を行い、提供依頼を実施する。</u> 	<p>提出の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>船員手帳の健康証明書をインターネットで提出できる仕組みの浸透を図りつつ、より利便性の高い提出方法を推進する。</u>
<p>(被扶養者の特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。 ・ 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。 	<p>(被扶養者の特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。 ・ 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。
<p>【重要度：高】</p> <p>船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、202<u>9</u>年度の目標値（<u>70%</u>）が示されており、重要度が高い。</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、202<u>3</u>年度の目標値（<u>65%</u>）が示されており、重要度が高い。</p>
<p>【困難度：高】</p> <p>船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くにないケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。</p> <p>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 50.0%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>18.0%</u>以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>32.0%</u>以上とする</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くにないケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。</p> <p>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 50.0%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>32.0%</u>以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>35.0%</u>以上とする</p>
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p>	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施を<u>より一層推進する。</u> ・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。 ・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。 ・ <u>2024 年度から開始される第 4 期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（<u>30%</u>）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指導を受けける機会を調整しづらく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>16.0%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>25.0%</u>以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施を<u>働きかける等の取組を行う。</u> ・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。 ・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。 ・ <u>令和 5 年 4 月より施行される船員の健康確保のための法令改正にあわせ、特定保健指導の実施について船舶所有者への利用勧奨を強化する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（<u>30%</u>）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指導を受けれる機会を調整しづらく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>31.0%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>24.7%</u>以上とする</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>iii) 加入者の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。<u>また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。</u> <u>加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。</u> <u>自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有するアプリを着実に運用するとともに、当該アプリ登録者数の拡大を図る。</u> <p>iv) 加入者の禁煙に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。 <u>喫煙者に対して個別の禁煙勧奨通知を送付する。</u> <u>「たばこの害」に関する認知度向上の施策を検討する。特に漁船については関係省庁や漁業協同組合との連携を図る。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。</p> <p>■ KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を</p>	<p>iii) 加入者の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。 <p>iv) 加入者の禁煙に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。</p> <p>■ KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<u>70</u> 人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)	<u>140</u> 人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)
v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、<u>船員養成校の学生を対象に</u>、専門の講師による特別講義を<u>着実に</u>開催する。 <u>船内で活用することができる「健康的な食事」に関する広報物を作成し船舶所有者へ提供する。</u> 	v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する<u>船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。</u>
vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、経済産業省、厚生労働省、<u>水産庁</u>等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、<u>また支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。</u> <p>【重要度：高】 未来投資戦略 2018において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が 77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増</p>	vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、経済産業省、厚生労働省等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の<u>スキームの見直し</u>と浸透を進め、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。 <p>【重要度：高】 未来投資戦略 2018において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が 77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>やすことは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を<u>260</u>社以上とする</p> <p>② ジェネリック医薬品等の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。 ・ <u>バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、国の方針（※）を踏まえ、船員保険における実態等を調査し、取組方法等を検討する。</u> (※)「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」 <p>【重要度：高】</p> <p><u>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標にすることが望ましい」とされており、この目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p><u>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である「2029年度末までに、バイオシミラーに80%置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>	<p>やすことは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を<u>200</u>社以上とする</p> <p>② ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合^(※)を<u>85.0%</u>以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポートを募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。 <u>船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。</u> <p>■ KPI：ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする <u>※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和5年度より変更となったため、令和4年度以前の数値は</u></p>	<p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合^(※)を<u>84.0%</u>以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポート – <u>(仮称)</u>を募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。 <u>船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。</u> <u>事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。</u> <p>■ KPI：<u>① メールマガジンの配信数を1,500人以上とする</u> <u>② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u></p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p><u>除外する。</u></p> <p>④ 調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたこと<u>や令和5年度に実施した</u>船員の歯・口腔の状況を把握するための分析<u>結果を踏まえた取組を試行</u>する。 	<p>④ 調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことを<u>踏まえ</u>、船員の歯・口腔の状況を把握するための<u>基礎分析を実施</u>する。 <u>・加入者の実態やニーズ等を把握するためのアンケートを実施する。</u>
<p>(3) 組織・運営体制の強化</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</u> <u>人事制度の見直しについて、検討結果を踏まえ、制度改革案を策定するとともに、改正内容の実施に向け、職員への制度説明や改正に対応したシステム改修等の準備を進める。</u> <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。</u> <u>加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を</u> 	<p>(3) 組織・運営体制の強化</p> <p>① 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>評価者研修などを通じて個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、評価者を始めとする職員の人事評価制度に対する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇へ反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</u> <p>② OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</u> <u>広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施する。</u> <u>保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引</u>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 	<p>き続き検討する。</p>
<p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、<u>仕事と生活の両立支援</u>をはじめ働き方改革を推進する。 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 	<p>(新規)</p>
<p>④ 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るために、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 	<p>⑥ 内部統制の強化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。
<p>⑤ 個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報 	<p>(⑤リスク管理から再編)</p>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p><u>の保護に関する研修を実施する。</u></p> <p>⑥ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</u> ・ コンプライアンス委員会を開催し、<u>コンプライアンスに係る取組を推進する。</u> ・ 外部相談窓口（<u>コンプラほっとライン</u>）等に<u>通報・相談のあった内容</u>について、<u>速やかに対応し、必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</u> 	<p>④ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。</u> ・ <u>年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。</u> ・ <u>職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員にアンケートを実施する。</u> ・ <u>e-ラーニング等を活用した、全職員への意識啓発の実施について検討する。</u> ・ <u>外部相談窓口（ハラスマント相談・内部通報）について、利用の活性化を図りつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善を図る。</u>
<p>⑦ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。</u> ・ <u>業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。</u> ・ <u>事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</u> 	<p>⑤ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いを始めとする情報セキュリティやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</u>
<p>⑧ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競</u> 	<p>③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対する広範</u>

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p><u>争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</u> ・ <u>更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</u> ・ <u>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</u> <p>⑨ システム関連の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移管後 10 年を経過した船員保険システムについて、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を実現するため、新システムの構築を行う。 ・ <u>マイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請に関するシステム対応を行う。</u> 	<p><u>な周知、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徵取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する</u></p>

新（令和6年度）			旧（令和5年度）		
KPI一覧表			KPI一覧表		
(1) 基盤的保険者機能			(1) 基盤的保険者機能		
具体的施策	KPI	現状	具体的施策	KPI	現状
(削除)			② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上の施術の申請の割合について、前年度と1.8%のいずれか低い値以下とする	令和3年度末： 1.81%
④ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数	令和3年度末： 144.7円 令和4年度末： 176.3円	③ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数	令和3年度末： 144.7円

新（令和6年度）		旧（令和5年度）	
<p>⑤ <u>債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</u></p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>② 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>③ 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>	<p>① 令和2年度末： <u>90.8%</u> 令和3年度末： <u>90.3%</u> 令和4年度末： <u>89.0%</u> 上記3年度の平均値：<u>89.9%</u></p> <p>② 令和2年度末： <u>83.4%</u> 令和3年度末： <u>80.3%</u> 令和4年度末： <u>67.5%</u> 上記3年度の平均値：<u>75.7%</u></p> <p>③ 令和2年度末： <u>12.8%</u> 令和3年度末： <u>9.0%</u> 令和4年度末： <u>16.0%</u> 上記3年度の平均値：<u>12.7%</u></p>	<p>④ 返納金債権の発生防止の取組の強化</p>	<p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>② 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>

新（令和6年度）			旧（令和5年度）		
<u>(削除) (⑤に統合)</u>			<u>⑤ 債権回収業務の推進</u> <p>① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>	<p>① 令和元年度末： <u>87.3%</u></p> <p>令和2年度末： <u>83.4%</u></p> <p>令和3年度末： <u>80.3%</u></p> <p>上記3年度の平均値： <u>83.7%</u></p> <p>② 令和元年度末： <u>9.2%</u></p> <p>令和2年度末： <u>12.8%</u></p> <p>令和3年度末： <u>9.0%</u></p> <p>上記3年度の平均値： <u>10.3%</u></p>	
<u>⑦ 制度の利用促進</u>	<p>① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>② 職務上の上乗せ給付</p>	<p>① 令和2年度末： <u>69.6%</u></p> <p>令和3年度末： <u>75.8%</u></p> <p>令和4年度末： <u>81.5%</u></p> <p>上記3年度の平均値： <u>75.6%</u></p> <p>② 令和2年度末：</p>	<p>⑥ 制度の利用促進</p>	<p>① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>	<p>① 令和元年度末： <u>68.4%</u></p> <p>令和2年度末： <u>69.6%</u></p> <p>令和3年度末： <u>75.8%</u></p> <p>上記3年度の平均値： <u>71.2%</u></p> <p>② 令和元年度末：</p>

新（令和6年度）			旧（令和5年度）		
	等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	<u>81.7%</u> 令和 <u>3</u> 年度末： <u>83.3%</u> 令和 <u>4</u> 年度末： <u>84.2%</u> 上記3年度の平均値： <u>83.1%</u>		い値以上とする	<u>77.1%</u> 令和 <u>2</u> 年度末： <u>81.7%</u> 令和 <u>3</u> 年度末： <u>83.3%</u> 上記3年度の平均値： <u>80.7%</u>
(削除)			⑧ <u>サービス向上のための取組</u>	お客様満足度（点数ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	令和 <u>3</u> 年度末： <u>4.47</u> 点
(2) 戰略的保険者機能			(2) 戰略的保険者機能		
具体的施策	KPI	現状	具体的施策	KPI	現状
① i) 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を50.0%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>18.0%</u> 以上とする	① 令和 <u>4</u> 年度末： <u>46.4%</u> ② 令和 <u>4</u> 年度末： <u>17.9%</u>	① i) 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を50.0%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>32.0%</u> 以上とする	① 令和 <u>3</u> 年度末： <u>44.9%</u> ② 令和 <u>3</u> 年度末： <u>21.5%</u>

新（令和6年度）			旧（令和5年度）		
	③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>32.0%</u> 以上とする	③令和 <u>4</u> 年度末： <u>28.9%</u>		③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>35.0%</u> 以上とする	③令和 <u>3</u> 年度末： <u>26.8%</u>
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>16.0%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>25.0%</u> 以上とする	①令和 <u>4</u> 年度末： <u>13.7%</u> ②令和 <u>4</u> 年度末： <u>21.8%</u>	① ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>31.0%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>24.7%</u> 以上とする	①令和 <u>3</u> 年度末： <u>13.0%</u> ②令和 <u>3</u> 年度末： <u>22.5%</u>
① iv) 加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>70</u> 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和 <u>4</u> 年度末： <u>126</u> 人	① iv) 加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>140</u> 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和 <u>3</u> 年度末： <u>142</u> 人
① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を <u>260</u> 社以上とする	令和 <u>4</u> 年度末： <u>110</u> 社	① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を <u>200</u> 社以上とする	令和 <u>3</u> 年度末： <u>85</u> 社
② ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を <u>85.0%</u> 以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	令和 <u>4</u> 年度末： <u>84.6%</u>	② ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を <u>84.0%</u> 以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	令和 <u>3</u> 年度末： <u>82.9%</u>

新（令和6年度）			旧（令和5年度）		
③ 情報提供・広報の充実	<p>ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p><u>※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和5年度より変更となったため、令和4年度以前の数値は除外する。</u></p>	<p>令和<u>2</u>年度末： <u>1,294,598</u>件</p> <p>令和<u>3</u>年度末： <u>1,219,376</u>件</p> <p>令和<u>4</u>年度末： <u>1,241,586</u>件</p> <p>上記3年度の平均値：<u>1,251,853</u>件</p>	<p>③ 情報提供・広報の充実</p>	<p><u>① メールマガジンの配信数を1,500人以上とする</u></p> <p><u>② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u></p>	<p><u>①令和3年度末：</u> <u>907</u>人</p> <p><u>②令和元年度末：</u> <u>914,700</u>件</p> <p>令和<u>2</u>年度末： <u>1,294,598</u>件</p> <p>令和<u>3</u>年度末： <u>1,219,376</u>件</p> <p>上記3年度の平均値：<u>1,142,891</u>件</p>